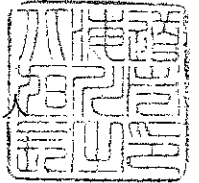




旭人第187号
平成25年5月17日

旭川市男女共同参画審議会
会長 勝浦 恭子 様

旭川市長 西川 将
(総務部人事課担当)



セクシュアルハラスメント防止対策に係る市長に対する意見について (回答)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市における男女共同参画の推進に対し、特段の御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、昨年12月4日に開催されました、平成24年度第2回旭川市男女共同参画審議会におきまして、提出をいただきましたセクシュアルハラスメント防止対策に係る御意見につきまして、別紙のとおり回答いたしますのでよろしく願いいたします。

セクシュアルハラスメント防止対策に係る意見に対する回答

1 どのような形にしても、全庁でセクハラに係る項目の入ったアンケート調査を実施してもらいたい。また、その結果をフィードバックしていただきたい。

(回答)

庁内におけるセクシュアルハラスメントに係るアンケート調査の実施につきましては、セクシュアルハラスメントに対する理解が浸透してきていることや庁内において、抜本的な対策を講じなければならないような職場での人間関係、規律の乱れなどについては認識しておりませんことから、今後、人事管理上又は組織運営上、職員の勤務条件や職場環境等に関するアンケート調査について必要性があると判断した場合には、セクシュアルハラスメントに関する項目についても優先性、緊急性を踏まえ、盛り込んで実施することも考えて参ります。

2 同時にセクハラに関する研修に力を入れていただき、相談機関の周知徹底を図ってもらいたい。さらに相談体制等がより機能されるようにしていただきたい。

(回答)

セクシュアルハラスメントに関する研修につきましては、男女共同参画の推進に関する研修の中で、セクシュアルハラスメント防止に関するパンフレットやビデオを活用するなど、内容を充実させ実施して参ります。また、相談体制につきましては、人事課人事担当と職員健康管理室の2つが相談窓口となっておりますが、この2つの窓口が連携を密にするとともに、相談を受ける側の職員も職場研修の実施や守秘義務の徹底など、職員が安心して相談できる体制であることの周知に力を入れ、相談しやすい体制の強化充実に努めて参ります。